

条 件

- 1 高度BWA基地局による広範なブロードバンドサービスの普及に努めること。
- 2 電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。
- 3 停電対策・輻輳対策や通信障害の発生防止等の電気通信設備に係る安全・信頼性の向上に努めること。
- 4 広帯域移動無線アクセスシステムの高度化によって、既に提供している電気通信役務の提供内容を変更する際には、当該電気通信役務の利用者に対し十分な周知を行うこと等により、利用者の利便性の確保に努めること。

以上